

令和３年度 第５回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律21条第１項による

２．日 時 令和３年８月10日 午後１時30分

３．場 所 学習センターホール

４．議 題 議案第17号 農地法第５条許可申請書審議について
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定
について（諮問）

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一	２番 長野 和代	３番 中村 幸信
４番 松本 茂	６番 奥名 政成	７番 清住 昇
８番 佐藤 礼治	９番 福永 浩紀	10番 岡本 篤幸
11番 五嶋 靖	12番 中村 峯子	13番 島津 和徳
14番 本田 廣正		

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	井上 良治	田上 安幸
河嶋 隆雄	本田 忠文	志垣 保博
坂本 秀孝	坂本 導成	緒方 寛二
上村 敦之		

７．欠席委員

５番 平井 豪 伊佐 浩二

８．議事録署名人

３番 中村 幸信
４番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

事務局長 皆様、こんにちは。

定刻を若干過ぎましたが、ただいまから総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第5回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まずは会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 はい。それでは本日はですね、3番委員の中村幸信委員とですね、4番委員の松本茂委員をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 はい。それでは早速、議事に入ります。議案第17号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。

議案第17号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和3年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、2ページをお願いいたします。議案第17号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを議題といたします。それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい、4番委員の松本です。それでは、番号1番について説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

- 事務局 はい。それでは御説明申し上げます。地図につきましては、3 ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。こちら右下からこちらのほうに県道の今吉野甲佐線がこのように通っています。右下のほう船津の迫地区、そして左側通って、今お示ししているのが船津集落の山口地区になります。で、町道が津志田山口線がこのように通っておりまして、ここの県道との交差点から西北西の方向に約960メートル行ったところ、赤い印がございますが、これが申請の土地になっております。説明は以上でございます。
- 会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、4 番委員の松本委員から説明をお願いします。
- 4 番 はい、4 番委員の松本です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、ゴルフ場として利用するために転用申請するものです。転用申請に係わる可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の現況としては、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。
- ②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。
- ③については、既にゴルフ場として利用され、始末書も添付されているため事業の実現性については問題ありません。
- ④については、造成もなく、現状のまま利用すると計画されており、土砂の流出や隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。
- ⑤については、問題はないと思われます。
- ⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。
- 以上です。
- 会 長 現地調査を行っていますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。今月の8月2日に事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字船津玄蕃谷にある農地で、農地の状況としては、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。今回の申請地は既にゴルフ場として利用されており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを御報告いたします。以上です。
- 会 長 はい。ただいま事務局から現地調査の報告。また、4 番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号のいずれにも該当しないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 これ、城南カントリークラブ、これ地図見ると、城南カントリークラブの中にある
ごたる感じですけど、メインのほうはエース観光開発株式会社となっております
で、その関連性と、あとそのゴルフ場の一部としてもう、その、してあってことで
すばってんが、最初んなら、こんゴルフ場作るときにはまだ認可降りたらん状態で
できたっていう意味ですか、こんゴルフ場は。あと追加で何か増設してあってごた
っこっですかね。

会 長 はい、佐藤委員から今、質問があっております。事務局はですね、詳しく事情を説
明をお願いします。

事務局 はい。お答え申し上げます。ゴルフ場の名称につきましては、熊本南ゴルフカント
リークラブということで、開発したのがエース観光株式会社という会社によって熊
本南カントリークラブが作られたということになります。そして、当初から入って
いなかったかということの御質問ですが、それにつきましては当初の構想の中には
入ってございませんでした。で、ゴルフ場を運営されてる中で、コースから外れる
ボールが隣接する今回の申請地に多々入ってくるということで、御迷惑かけるとい
うことで平成18年にですね、売買契約を結ばれたんでございますが、そのときに転
用の申請の手続きが漏れとったということで、今回の、それが今回、今年になって
発覚したものですから改めて転用の申請をされたという経緯でございます。以上で
す。

会 長 佐藤委員、お分かりになったですか。

8 番 説明は分かったんですけども、そっでよかつかなあっているごたる、気持ちはあつ
ですけど。

会 長 ボール打ったつがオービー区域に入るから、そこが。

8 番 それだけど、フェンスなり何なりですね、対処法はあったと思いますし、その認可
が下りた時点で工事するっていうのが普通、普通ですと法的な手続きとは思いうん
ですけど。

会 長 そこのところは開発会社かどうかですね、ちょっと分かりませんが、追加的に、平
成18年にして、後その手続がちょっと漏れとったというお話、今回そういう状況で
す。ほかに何かございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会とし
ましては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書の番号2についてを審議したいと思います。それでは、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい、9番委員の福永です。それでは番号2について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 はい。それでは、御説明申し上げます。地図につきましては4ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。真ん中左から下から、今、お示ししているのが国道443号線。そして、こちらが悠星会館でございます。それと、赤の横、こちらのほうが現在のコーラルインターナショナル、申請人の会社でございます。そして、今回申請上がっているのが隣接するこの赤い部分、1筆、2筆、こちらのほうになります。以上で説明を終わります。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい。9番委員の福永です。それでは説明します。今回の申請は、現在使用している事業所が事業規模拡大に伴い手狭になった倉庫を増設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある公共投資のなされていない農地で、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、貸付証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、土砂流出防止のため境界にコンクリートブロックを設置するなど計画されており、問題ないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

1 番 はい、1番委員の山内です。先月の7月29日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字下横田字中川原にある農地2筆で、農地の状

況としては、集落内にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地になるため、第2種農地に該当すると思われます。また、今回の転用申請は隣接する農地はなく、軽微な造成で土砂流出防止のためのコンクリートブロックの設置を計画されており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会長 はい。ただいま、1番委員の山内委員から現地調査の報告。また、9番委員の福永委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号のいずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か発言ございませんか。それでは、発言もないようですので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付け、県のほうへ送付をいたします。

続きまして議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは5ページをお願いいたします。議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和3年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次のページ、6ページをお願いいたします。甲農第778号、令和3年7月27日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。7ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第5回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、3年の畑が1筆の1,295平米のみとなります。賃借権の新規について、5年の田が3筆の4,356平米、5年の畑が8筆の9,588平米です。賃借権の小計は、田が3筆の4,356平米、畑が9筆の10,883平米となります。次に、使用貸借権の再設定についてはございません。使用貸借権の新規について、10年の田が9筆の11,101平米、10年の畑が12筆の13,421平米です。このため、今回の利用権設定の合計は、田が12筆の15,457平米、畑が21筆の24,304平米となります。その他、所有権移転については、田が3筆の4,026平米となります。委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。以上です。

会 長 はい。それでは8ページをお願いします。議案第18号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置について11ページから15ページに地図を添付しておりますが、21筆と多いため、今回はスクリーンでの説明は省略させていただきます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は認定農業者で、横田集落で農業を頑張っておられ、主に米・麦・野菜の作付をされています。今回の申請地には米・麦・野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か発言ございませんか。はい、どうぞ。

推進委員 声すいません、移動の理由が期間満了になったって、もう設定が新規になったってしょ、そこはどういったあれですかね。

会 長 はい。そのところ事務局から説明をお願いします。

事務局 今まで農地法3条で、使用貸借で貸し借りをされてたんですけども、今回、期限を迎えまして、で、相手方が方が担い手さんだったので、今回は利用権設定をもう利用しての新規での借り入れとなります。以上で説明を終わります。

会 長 ようございますか、河嶋さん。

はい。ほかに何か御質問はありませんか。

ほかには意見もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、9ページをお願いします。番号2番について審議したいと思います。

この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが安津橋です。こちらが県道今

吉野甲佐線、こちらに星の川団地がございます。申請地は星の川団地から西に約940メートル、こちらの黄色で囲んだ分は今回の申請地の位置となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は認定農業者で、船津集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米・花木の作付をされています。今回の申請地には花木の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま番号2について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。河嶋さん、どうぞ。

推進委員 すいません、申請人の年齢がちょっと記載されていないみたいですが、何歳ぐらいですかね。

事務局 はい。55歳と53歳です。

会 長 河嶋委員、よろしいですか。

推進委員 はい。

会 長 ほかに、何か御意見はございませんか。

それでは、ほかには意見はないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3番、あるいは番号4番は同じく農地中間管理機構を通じての売買でありますので、一緒に事務局から説明をお願いします。番号3番と4番についてを一緒に説明をしてもらって、同じく農地中間管理機構を通しての売買ですから、一緒に審議したいと思います。

事務局 はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。まず、番号3番の農地について説明いたします。こちらが安津橋です。こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに星の川団地があります。番号3番の申請地は星の川団地から西に約690メートル、船津に3筆、船津の松ノ本に3筆あります。次に、番号4番の申請地について。星の川団地から西に約1,000メートル、船津の山口原に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は仁田子集落で農業を頑張っておられます。主に米・飼料用米の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。次に、番号4番の相手方の状況について説明いたします。番号4番の相手方は認定農業者

で船津集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米・花木の作付をされています。今回の申請地には花木の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま番号3番、番号4番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。それでは、番号3、番号4番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号5番から9番までは、譲受人が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらが九州自動車道、こちらが緑川パーキングエリアです。こちらが県道小川嘉島線です。申請地は緑川パーキングエリアから南に約340メートルから640メートル、府領の中原に2筆、南原に4筆あります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は御船町の認定農業者で、甲佐町でも多くの農地を借受け、耕作されています。主に米・野菜の作付をされています。申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号5番から9番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ありませんか。それでは、意見もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号5番から9番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、10ページをお願いします。番号10番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を売り渡す案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが田口橋です。こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道宇土甲佐線です。こちらに和田内集落、こちらに森川健康堂さんがございます。申請地は県道宇土甲佐線と県道御船甲佐線の交差点から西に約340メートル、田口の後田に1筆と、同じく交差点から西に820メートル、田口の池田に1筆あります。最後に、所有権を受ける者の状況について説明します。所有権を受ける者は認定農業者で、田口集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に牛の繁殖をされており、申請地にはWC Sを作付される予定です。以上で説明を終わります。

会 長

はい。ただいま事務局から番号10番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい。意見も質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。番号10番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして番号11番について審議したいと思います。この案件も、番号10番と同様、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を売り渡す案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが九州自動車です。こちらが緑川パーキングエリア、こちらは県道小川嘉島線です。申請地は緑川パーキングエリアから東に約430メートル、府領の下川原に1筆あります。最後に、所有権を受ける者の状況について説明します。所有権を受ける者は御船町の認定農業者で、甲佐町でも多くの農地を借り受け耕作されています。主に米・麦・大豆の作付をされており、申請地には米を作付される予定です。以上で説明を終わります。

会 長

はい。ただいま、事務局から番号11番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見はございませんか。

はい。それでは質問もないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号11番については原案のとおり承認をいたします。

これで、本日予定をいたしました議題はすべて終了いたしました。その他で何か事務局。

事務局長 はい。それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。ただいまをもちまして第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番